

法第 88 条第 1 項	工作物の確認申請の取扱い	A8669
<p>法第 88 条第 1 項に規定する工作物のうち次の各号に掲げるものは、確認申請を要しない。</p> <p>一 擁壁のうち次のイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 道路、河川等の管理者が道路、河川等の施設として築造するもの</p> <p>ロ 都市計画法及び宅地造成規制法の規定により許可宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により許可（国、県又は指定都市等が行う場合は協議が終了）を受けて築造されるもの</p> <p>ハ 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊防止工事として築造されるもの</p> <p>ニ 田畑、山林等の保安等の目的で築造されるもの。</p> <p>二 広告板、広告塔のうち、道路管理者が道路（交通）安全施設その他これらに類する施設として築造されるもの</p>		
解説	<p>第一号ニの取扱いについて、熊本市内においては熊本市例規も参照すること。</p>	

青文字 更新前
赤文字 更新後